

【概要版】

安全・安心 地域活動ハンドブック

～ 結び合う 地域のきずな 守るまち ～



青森県

～ 防犯編 ～

地域における防犯対策

1 犯罪のない社会の実現を目指すための視点

青森県では多発する犯罪を県民の皆様との協働により減らすため、平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行しています。

犯罪のない社会の実現を目指すためには、次の3つの視点をもって防犯活動に取り組み、防犯活動の輪を広げていくことが重要です。

① ひとつづくり

県民の一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域で守る」といった防犯意識を持つこと

② まち（地域）づくり

自らができる防犯対策を進めるとともに、犯罪の起きにくい生活環境をつくっていくこと

③ ネットワークづくり

防犯の担い手である、行政、警察、県民、事業者がそれぞれの役割を適切に果たし、お互いに連携・協力し一体となっていくこと



2 地域コミュニティの強化が防犯のカギ

犯罪者はまず「犯罪を行いやすい」地域を選び、その後に個々の人や家等にねらいを定めると言われています。

犯罪を未然に防ぐには、犯行の機会をうかがう犯罪者に「この地域はやりにくい」と思わせることが大切です。

～そのために“ご近所同士や町内会単位などでできること”～

目と目を合わせて
あいさつをする

見通しをよくして
暗がりなくす

防犯パトロール等
防犯活動を行っていることをアピールする

ゴミ出しのルールを守る



青森県内の身近な犯罪の発生状況（平成22年中）

全刑法犯の認知件数（9,943件）のうち、身近な犯罪の発生件数は5,105件であり、その内訳の主なものは以下のとおりです。

防犯活動の取り組みの輪を広げていくことが重要です。

| 犯罪名 | 件数 | 犯罪に遭わないための主な対応策 |
|-------|--------|--|
| 侵入犯※ | 277件 | 短時間の外出、在宅時でも必ずカギをかける。 外出時の置きカギはしない。 |
| 車上ねらい | 595件 | 車内に荷物を置かない。窓を完全に閉める。 人目に付きにくい場所や路上に長時間駐車をしない。 |
| 自動車盗 | 61件 | 駐車時は「カギを抜く」「ドアロック」を習慣に。 ドアや窓に警報装置を取り付ける。 |
| 自転車盗 | 2,351件 | 離れるときは短時間でも必ず施錠する。ツーロックにする。 人目に付きやすく明るい場所に駐輪する。 |
| ひったくり | 12件 | カバンは車道と反対の建物側に持つ。 後ろからの自転車やバイクなどに注意する。 |

※侵入盗には空き巣、忍び込み、居空きを含む

110番通報のポイント

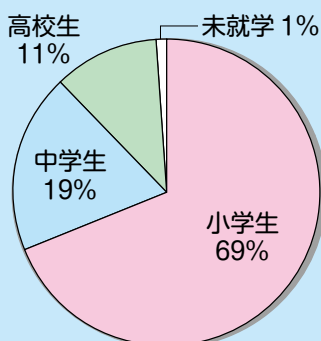
110番通報の際は、以下の6つのポイントに注意して、警察官の問いかけに、落ち着いて、大きな声で答えてください。

- ①何があった？ ②どこで？ ③いつ？ ④犯人は？
⑤どんな状況？ ⑥あなたの住所 お名前 電話番号

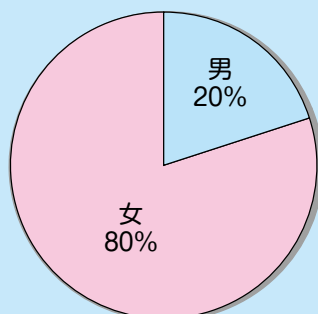


（参考）統計データ（平成22年中）

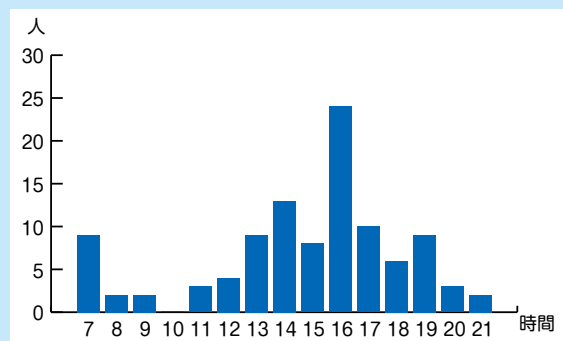
◎被害者学識別



◎被害者性別



◎発生時間帯別



～交通安全編～

1. 地域における交通安全活動の進め方

地域における交通安全活動を進めるに当たっては、市町村の関係課、警察署、交通安全協会や交通安全母の会等の交通安全関係団体と連携を密にして、助言や協力を積極的に受けるようにすることが大切です。

街頭活動

通学路での交通安全指導、公民館等高齢者の集まる施設周辺での高齢歩行者や自転車利用高齢者に対する交通安全指導等、街頭での交通安全指導を行う。

訪問活動

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を重点に各家庭の自宅を訪問し、反射材の配布、交通安全啓発チラシ等を活用した交通安全指導等を行う。

交通安全教育

町内会活動、老人クラブ活動、子ども会活動等を利用し、参加者の年齢等に応じた交通安全教室を開催する。

2. 交通事故の防止対策

○子どもの交通事故防止

子どもの交通事故について

子どもは、判断能力や知識が発達途上であり、小さい子どもほど1つのものに注意が向くと周りのものが目に入らなくなります。

子どもの交通事故の主な要因としては、信号のない交差点での安全確認を怠ったこと、横断歩道以外の場所を横断したこと、道路に飛び出したこと、などが挙げられます。



子どもの交通事故防止のために

子どもの交通事故防止には次のことが大切です。

- ①運転者は、子どもが急に横断する可能性があることを常に意識し、子どもを見かけたら、減速・徐行するなど、安全な速度で走行する。
- ②保護者は、小さな子どもと歩道等を歩くときには、車の通る側を保護者が歩き、また、子どもと手をつなぐなど道路に飛び出しさせないように注意する。
- ③保護者等は、子どもの安全の手本となるよう交通安全のルールやマナーを遵守して行動するよう心掛ける。

子どもの交通安全指導ポイント

- ①子どもには信号の意味を理解し必ず守ること、右左の安全を確かめることをしっかりと指導する。
- ②走行中の自動車が急に停車することは困難なことなど、飛び出しの危険性を具体的に理解させる。
- ③歩行者は原則として、歩道や路側帯を通行しなければならないことや、歩道や路側帯が無い場合には道路の右端を通行しなければならないことを指導する。
- ④雨や雪の日には、道路は見通しが悪いうえに滑りやすくなるなど、多くの危険があることを指導する。

○高齢者の交通事故防止

高齢者の交通事故について

全国的に見ると、高齢者の「歩行中」の交通事故は、自宅周辺（特に交通量の少ない道路）で多発しています。自宅周辺の道路は、普段から通り慣れており、油断が生じやすくなることが要因の1つだと考えられます。通り慣れた道でも、油断せずに、注意することが大切です。

また、高齢者の交通事故が多いのは、「接近してくる車の状況把握ができない＝認知ミス」、「車の動きについての知識が少ない＝判断ミス」、「身体機能の低下を十分に自覚していない＝行動ミス」といったことが要因となっています。



高齢者の交通事故の対策

高齢者は、脚力の低下などにより歩行速度が自分で思っている以上に遅くなっていることに加え、動体視力などの視機能の低下によって、走ってくる車のスピードや自分との距離を判断する能力も低下しており、安全の見きわめ判断を間違えやすくなります。道路を横断する際、走ってくる車が見えたときは、その車が遠くに見えても、車が通り過ぎるまで待ち、再度接近してくる車がないことを確認してから横断するという習慣づけることが大切です。

○自転車利用者の交通事故防止

自転車を運転するために、運転免許は必要とされていませんが、道路交通法では、自転車は二輪車や自動車と同様に、「車両」として扱われます。

運転免許を持たない子どもや高齢者は、一時停止無視などの違反を犯して、交通事故に遭うケースも多く、交通ルールを知らないことが、自転車事故発生要因の一つです。



○夕暮れ時夜間の交通事故防止

夕暮れ時は、1日の疲れが出て注意力が低下するとともに、周囲が薄暗くなり始めるため、歩行者や自動車等の発見が遅れがちになります。交通混雑とも重なり、交通事故が多発する傾向にあります。

夜間歩行のポイント

- ①夜間、道路を横断するときは、道路照明のあるところなど明るい場所を選ぶ。また、自動車の速度や距離感がわかりにくいので、自動車が来ないことを十分に確認してから横断する。
- ②明るい色の服装を心がけ、反射材を着用する。反射材を身につけることによって、自分の存在を自動車等に知らせ、事故の危険性を低くすることができます。



3. 交通事故の相談について

県では、示談の仕方や賠償金額の算定など、無料で相談に応じています。

青森県交通事故相談所（青森県庁舎北棟1階）

電話：017-734-9235（FAX兼用）

県が設置している相談所です。専門の相談員が無料で相談に応じます。電話や面接による相談を行っています。

○相談受付日：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

～消費生活編～

「見守り」で高齢者を消費者トラブルから守ろう！

高齢者は「お金」「健康」「孤独」という3つの大きな不安を持っていると言われています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの財産を狙っています。また、高齢者は自宅にすることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害が多くなっています。

高齢者の消費者トラブル

特徴1 だまされたことに気づきにくい

「私はだまされたことがない」と言う方も、話をしていくと、高額な契約をさせられている場合があります。悪質業者は優しい言葉で近寄ってきて、高齢者の話し相手になってくれます。親しくなった若い販売員を慕って契約するケースもあり、まさか自分がだまされているとは思わないのです。



高齢者の消費者トラブル

特徴2 被害にあっても誰にも相談しない

被害にあったと自覚している方でも、誰にも相談しない場合が少なくありません。「恥ずかしい」「迷惑をかけたくない」と躊躇したり、「だまされた自分が悪い」と自らを責める方もいます。悪質業者の中には、巧みなセールストークで不安をあおったり、「誰にも言っではいけない」と口止めするケースもあります。



このような高齢者を狙い、次々と商品を売りつける悪質業者もいるため、解決が遅れると被害が拡大していく場合があります。消費者トラブルをくい止めるためには、日頃から高齢者と接している身近な方々が変化に気づき、消費生活センターなどの相談機関につなぐことが大切です。

気づきのポイント

①見慣れない車が長時間いる。業者が頻繁に出入りしている。

「業者は信用できますか?」「こんなトラブルがあるんですよ」など、具体的な声かけで自分が被害にあっていると気づくこともあります。



②いそいそと楽しそうに出かける回数が増えた。見慣れない段ボール箱や大量の健康食品、未使用の医療器具などがある。

定期的に業者の所に出かけて商品を買っていたり、訪問販売で高額な商品売りつけられている可能性もあります。話題にしてみましょう。



③業者の訪問や電話におびえている。お金の困っている。

投資詐欺などの悪質商法や借金といった金銭トラブルに巻き込まれている可能性があります。金融会社からのダイレクトメールや請求書などにも目を配りましょう。



トラブルに巻き込まれていると気づいたときは、本人に事情を確認し、消費生活センターなどへの相談を勧めてみましょう。この際、被害にあったことをとがめないようにしましょう。相談を望まない場合は、本人の気持ちを大切に、継続的に見守りましょう。ただ、差し迫った状況であったり、被害が深刻な場合は、家族や関係機関などと対応を検討しましょう。

子どもを事故から守ろう！

子どもの事故は、ちょっとした注意で防止できることがあります。子どもを事故から守るため、日頃から積極的に知識や情報を入手しましょう！

1. 乗用車のパワーウインドに挟まれて大けが！

- ・パワーウインドを操作するときは、必ず同乗者の状況を確認してから操作しましょう。
- ・パワーウインドのロックスイッチを活用し、子どもに操作させないようにしましょう。
- ・取扱説明書をよく読んで、操作方法や注意点についてきちんと理解しておきましょう。
- ・挟み込み防止機能の有無を車選びの検討材料にするなど、安全機能にも注目しましょう。



2. 着ている衣服で思いがけない事故に！

- ・子ども用の衣服を購入するときはデザインに目がゆきがちですが、安全にも配慮が必要です。
- ・フード付きの服は、遊ぶときや運動するときは着せないようにしましょう。
- ・ズボンや上着のすそにひもが付いている場合は、取り外すかゴムひもに取り替えましょう。
- ・ファスナーで皮膚を挟まないよう、小さな子どもにはプラスチック製ファスナー、マジックテープ、スナップ、ボタンなどで留める服を選びましょう。



3. マッチやライターなどの火遊びに注意！

- ・子どもにマッチやライターをさわらせないようにしましょう。
- ・車の中などにライターを放置せず、子どもの手の届かない場所に保管しましょう。
- ・理解できる年齢になったら、子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。
- ・平成23年9月27日以降は、幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施した、PSCマークの付いたライターでないと販売できなくなります。



「おかしな」「あやしいな」と思ったら早めに消費生活センターへ
青森県消費生活センター



青森相談室は **土 日 祝日**
も相談受付中！(年末年始を除く)

悪質商法で困ったときや、製品による事故など、消費生活に関する相談、疑問などがある場合は、お気軽に電話、来所でご相談ください。

消費生活相談員が皆さんと共に考え、解決するためのお手伝いをします。

青森相談室 青森市中央3-20-30県民福祉プラザ5階 TEL 017-722-3343

弘前相談室 弘前市大字蔵主町4県合同庁舎別館2階 TEL 0172-36-4500

八戸相談室 八戸市大字尻内町字鴨田7県合同庁舎1階 TEL 0178-27-3381

むつ相談室 むつ市中央1-1-8県合同庁舎1階 TEL 0175-22-7051



青森県犯罪のない安全・安心まちづくりシンボルマーク



青森県交通安全シンボルマーク

この冊子は7,000部を印刷し、印刷経費は1部あたり30円です。